

唐津市監査委員告示第7号

財政援助団体等における監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等における監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成30年5月7日

唐津市監査委員 岡 本 秀 樹

唐津市監査委員 進 藤 健 介

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査を行った財政援助団体等の名称

株式会社桃山天下市

2 財政援助団体等の内容及び監査方法について

株式会社桃山天下市は、旧鎮西町において出資し第三セクターとして設立されたもので、かつ、唐津市有の公の施設の指定管理者である。

今回の監査では、唐津市の公の施設である唐津市桃山天下市施設の指定管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として監査を実施し、また、事務監査については抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から状況の説明を受けた。

3 団体の概要

- (1) 主たる事務所の所在地 唐津市鎮西町名護屋 1859 番地
- (2) 設立年月日 平成 8 年 7 月 1 日
- (3) 基本財産 36,000,000 円
- (4) 設立の目的（定款記載の原文のまま）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 農産物、畜産物、水産物の販売及び前記物品の加工品製造販売
- 2. 上記物品の通信販売業務
- 3. 食料品、飲料水、菓子、酒類の販売

4. 工芸品、民芸品、郷土玩具等の土産品の販売
5. 喫茶店、レストラン、飲食店の経営
6. 各種催事の企画、運営、管理業務
7. 前各号に付帯する一切の業務

(5) 事業内容

設立の目的を達成するための事業を展開している。

(6) 役員及び職員数（平成 30 年 1 月 1 日現在）

役員 9 名、職員 9 名（臨時職員等を含む。）

(7) 指定管理の受託施設

唐津市桃山天下市及び唐津市玄海海中展望塔

4 唐津市との関係

同社は、平成 8 年に公の施設桃山天下市を運営するため旧鎮西町が出資し、第三セクターとして設立した会社であり、また、現在の唐津市においても前項記載の基本財産のうち 600 株（額面 30,000,000 円）を引き続き保有している。

このほか本市以外の株主が 5 社あるが、それぞれ持ち株数 20 株（保有率は 2.86%）と、株式保有割合が 3%に到達していないため総会請求権さえ持ち得ておらず、同社の経営に関して本市が大きな影響力を持つものであるということは言うまでもないが、現状においては、同社の経営に関して筆頭株主たる本市の関与はあまり見受けられない。

第三セクターの経営が悪化し、将来の経営改善の可能性がないと判断される場合には、地方公共団体は問題を先送りせず早急に対処方策を検討すべきであるが、債権債務関係の整理に当たっては、当該地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担あるいはあらかじめリスク分担を定めている場合にはそれによる負担を負うというのが原則とされるため、過度の負担を負うことがないようにしなければならないものである。

今後において本市は、同社に対する株式の数（保有割合）に応じた権利（1 株又は 1 单元ごとに一つの議決権）を取得しており、本市の意向が経営方針を左右

するものであることを再認識すると同時に、同社の経営に関して本市として関心を持つと同時に、今後の施設運営又は経営方針の関与について抜本的に検討すべき時期にあるのではないかと言える。

5 監査の対象期間及び実施日

- (1) 対象期間 平成 28・29 年度
- (2) 実施日 平成 30 年 2 月 7 日

6 監査の結果

監査の結果、次のとおり改善を要する事項等が見受けられた。

(1) 会計処理について

会計処理手続において、不透明な処理方法が散見されるため、今後は、経理手法の見直し、チェック機能の強化を図られたい。

ア 金庫保管している小口現金（つり銭）について、始業前又は終業後において当該金額の残高確認ができる書類等の整備及びそれらのチェック体制が確立されておらず、不適切な事務処理が見受けられた。

また、経理面においては、平成 28 年度末につり銭として用意した現金のうち 5 万円が平成 29 年度中途まで準備金勘定に計上されたままであったが、実際には小口現金として現金で管理しており、現状と会計処理が違っている期間があった。

イ 商品の受託販売又は仕入販売における売上高の経理については、主にレジスターを通したデータにて管理しており、日々の売上高を唐津市桃山天下市の施設管理者（以下「支配人」という。）が書面上において決裁し、確認する体制が整えられていなかった。

商品の仕入又は売上については、日々の経理の積上げにより正確な売上高が把握できることとなることは言うまでもないが、いわゆる日報について支配人その他複数職員により書面上における係数を確認していないため、平成 28 年度中の経理において、例えば日報と月報との間において売上金の計上漏れ等により約 20 万円超の誤差が生じるなど、売上額の把握が正確か

つ確実であるかについて疑義が残るところがあった。

ウ 物販の納入業者に対する商品代の支出事務において、振込手続等の支出事務が事務職員のみで行われており、支配人による当該業者に対する振込金額の確認がされていなかった。そのため、振込金額の錯誤が生じていることがあった。

エ 給与、消耗品その他唐津市桃山天下市における管理費又は商品の仕入等における事務処理については、伝票による処理がされておらず、支配人その他の者が支出に関し、管理監督することができない状態であった。そのため、支出時点において当該支出が目的に沿ったものであるか否かの確認ができていない状況であった。また、これらの振込を行う際の預金口座からの払出の許可についても支配人等が関与しておらず、複数人で行うべき支出の事務処理がされていなかった。

オ 容器包装費等の棚卸資産については、使用した都度経費化するといった会計処理がされていたが、平成 29 年 3 月の棚卸では前月と 22,613 円錯誤していた。これについては、前月の棚卸額の誤りとして修正処理されてはいたものの、毎月の棚卸額の確認作業における処理が正確性に欠けるものであると思考する。

容器包装費等の営業用消耗品及び原材料等については、貯蔵品勘定により適正に管理することが求められるが、年度末には年間使用量の 2 倍以上の在庫があるため、在庫管理について見直しを検討されたい。

(2) 賞与の支出について

毎月の経費を平準化する目的により、毎月 170,000 円を賞与引当金勘定に計上する経理がされているが、一旦計上したものの毎年 3 月の決算期において不用となった賞与引当金 170,000 円を戻入するといった会計処理がされていた。

通常、将来の特定の費用であってその発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものを引当金として貸借対照表に計上するものである。そのため賞与引当金については、決算時に翌期に支払われる賞与の 12 月から 3 月相当分を負債性引当金

として計上し、現金等の資産を事業者内部に留保するものであることから、年度内の費用確保のために賞与引当金を計上する会計処理については適切な方法とは言えないのではないかと思考する。

(3) 再委託する委託業務の発注手続について

指定管理事業の遂行のため、夜間警備、定期清掃その他維持管理業について、再委託することができるが、再委託されていたすべての委託業務において、相手方1者のみの見積により契約が締結されていた。

再委託する業務内容及び委託金額によっては、2者以上のものによる見積を行うことで競争性が生まれ、経費節減につながることは言うまでもない。適正な経営のために、管理経費の削減にも積極的に取組まれない。

(4) 施設及び設備の維持管理について

唐津市桃山天下市施設の管理及び運営に関する業務についての協定書において、唐津市桃山天下市指定管理者業務仕様書に当該施設及び設備の維持管理に関することが定められており、設備等の保守点検業務として害虫駆除を年2回実施することとなっているが、実施されていなかった。

協定事項については、確実に履行されたい。

(5) 指定管理施設の収支報告書の作成について

唐津市桃山天下市の指定管理業務を検査する際に用いた株式会社桃山天下市の収支報告書は、第三セクターとしての経営状況の報告書であったため、当該施設単体としての収支状況の把握が困難であった。指定管理者施設の経営状況については、株式会社としての決算書とは別に指定管理者施設の区分ごとに分けた収支報告書を備え付け、運営状況の説明を求められた場合に的確に説明できるよう取り扱われたい。

また、取締役会において、唐津市玄海海中展望塔の収益のうち唐津市へ納入する指定管理委託料の減額依頼を要望すると記録されているが、平成28年度までは株式会社桃山天下市の決算において、唐津市玄海海中展望塔の収益によ

って株式会社桃山天下市会計の赤字が補われている現状もあり、指定管理の受託者たる立場と第三セクターとしての会社経営の立場における議論について分けて整理する必要があると言える。

また、本市においては、繰り返しになるが施設の設置者というだけにとどまらず、筆頭株主として経営の根幹に関わる部分について関心を深めるべきである。

(6) テナント使用料について

唐津市桃山天下市の指定管理委託においては、利用料金制度が採用されているため、施設のテナント使用料については条例規定の使用料額と光熱水費を加算した額が徴収されており、この額が株式会社桃山天下市の収入の一部となる。このうち電気料金については、株式会社桃山天下市が契約者となっているため、施設全体の電気代を一旦支払ったのち、テナント利用者へ占有面積按分した電気代が請求し、精算する方法がとられている。一方、電気供給の契約者に支払われる原子力立地給付金については、電気料金を支出しているものにも受け取る権利があるとのことから、平成 18 年度以降は同社からテナント利用者へ按分し配分されていたが、以前の当該給付金については配分されていなかった。

しかし、平成 28 年度において、平成 10 年度から 17 年度までの原子力立地給付金 1,533,793 円がテナント利用者に支出され、損失の会計処理がされていたが、支出額の一部は平成 27 年度末の時点における一部のテナント使用料の滞納額と相殺されていた。

原子力立地給付金については、テナントごとに子メーターを設置し、それぞれが契約していればテナント利用者に受給する権利があるものであるため、株式会社桃山天下市としては、当該給付金の相当額について配分することについては問題ないと思料するが、不当利得返還請求権の時効である 10 年を経過した額について、唐津市との協議がなされないままテナント利用者に支出し、又は滞納となっているテナント使用料と相殺するという処理においては、疑問を抱くものである。

また、過年度の原子力立地給付金を配分した平成 28 年度の決算をみると赤

字となっており、平成 10 年まで遡及し 1,533,793 円の当該給付金の還付を行ったことが赤字となった要因の一つであるとも言えるため、多額の施設使用料の放棄に関しては、経営そのものに直接影響を与えるものであるという点を十分認識されたい。